

森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議（案）

小樽市議会議員	千葉美幸
同	酒井隆行
同	佐々木 秩
同	小 貫 元

平成28年12月5日の本会議・会派代表質問1日目において、中村吉宏議員の再質問に対する市長答弁について、鈴木喜明議員から議会に対して侮辱的な発言があったのではないかと議事進行があったため、本会議を休憩し、議事録の精査を行った。

その結果、議会として容認できない次のような重大な問題点が認められた。

まず、市長からは、中村吉宏議員の「訴訟に対して議会意思をしっかりと反映させた形で対応してほしい」という再質問にかみ合った答弁がないばかりか、市に対して訴状が提出されている案件について、被告の代表者であるにもかかわらず、個人的見解に基づいて訴訟に影響を及ぼす発言を行っていること。

また、「少し慎重に質問をされていたら、このようなことにはなっていない」「私ももちろんそうですし、市役所としても、又は、市民の皆様にとってもですね、そのような対応を少し考えていただければ、迷惑にはならない」といった発言は、議員の質問を抑制・抑圧するものであり、さらに、執行機関をけん制・監視し適正な行政運営を確保するという議会機能を一方的に否定する行為である。これは、二元代表制の一翼を担う議会としての役割を機能不全に陥れるものであり、自治基本条例を遵守しなければならない執行機関の長としてあってはならず、議会として到底看過できないものであること。

そして、何ら根拠も示さないまま「秩序ある議会、そして品位ある議会を念頭におきますともう少し慎重に質問をされていたら」と発言するに至っては、まるで小樽市議会が秩序も品位もない議会であるといわんばかりの発言であり、もはや答弁でも何でもなく、ただ議会をいたずらに誹謗中傷しているに過ぎない発言であること。

これらの問題点について、議会運営委員会では協議の結果、議会としてこれらの発言を放置し、認めることは、市民の負託を受けた議会の使命を自ら放棄することにつながるとともに、議会と市長との信頼関係構築を不可能とするものであり、今後の議会運営に多大な影響を及ぼすと判断し、市長に対し、発言の取消しを求めてきたが、一向に応じていただけなかったことから、異例ではあるが、議長から文書による発言取消しの申し出を求める勧告を行うこととなった。

しかし、横田議長から森井市長に対し「議会発言に対する勧告書」を手交する際には、事前に約束をしていたにも関わらず、これを無視し、公の場で直接受け取ることも協議することもせず、所在不明となり、さらに、その後に予定されていた記者クラブの取材においては、森井市長は姿を現し、身勝手な主張を繰り返していたと聞く。これらの森井市長の言動は地方公共団体の長としても、さらには社会人としても常識を疑わざるを得ないものであり、また、この勧告書の回答についても、その内容は回答に値するものではなかった。

その結果、議会が10日間空転し、各会派・各議員が用意していた質問ができないばかりか、また理事者においても、多くの時間を費やし準備を進めてきたことが全て無駄になってしまった。そして何よりも、今定例会において市政に関わる議論ができなかったことは、市民生活に大きな影響を与えるものである。

これら森井市長の不穏当な発言と身勝手な行動は、政治的・道義的にも決して許されるものではないことから、その責任を強く問うものである。

以上決議する。